

竣工書類のスリム化ガイド

【建築工事編】

令和5年4月改訂

北九州市 技術監理局

検査課

- ① 受注者と監督員・検査員が共通認識を持って竣工書類の簡素化に取り組むことを目的に、本ガイドを作成しました。
- ② 本ガイドでは、竣工書類を必要最小限にスリム化するため、削減・簡素化する項目を紹介しています。
- ③ 本ガイドを活用し、書類等の削減に向けた積極的な取り組みをお願いします。
- ④ 本ガイドで不要または省略可能とされている項目であっても監督員が施工管理を行う上で必要と判断した場合は、書類の作成・提出を求めることがあります。
- ⑤ 本ガイドは、受注者が社内で必要とする書類等の作成を妨げるものではありません。法令等に規定された書類の作成は引き続き適正に行ってください。

①【書類は原則モノクロ印刷で提出】

工事写真帳を除き、提出書類は原則としてモノクロ印刷とします。

②【品質規格証明書は提出不要】

新規

JIS等の材料を使用する場合は、認証書またはマーク表示を提出してください。この場合、規格証明書の提出は不要です。

③【写真管理の簡素化】

形状寸法等の確認写真について、施工後に現地で確認ができるものや、監督員が段階確認を行ったものについては不要とします。

④【工事記録写真の簡素化】

排出ガス対策型建設機械及び低騒音・低振動型建設機械を使用する場合、工事記録写真は不要とします。

※ 監督員は現場確認時に使用した建設機械を現場にて確認しておいてください。

⑤【工事写真の電子媒体での提出】

新規

工事写真は電子媒体（CD・DVD等）に収納し提出することができます（ASPも同様）。この場合、紙面での提出は不要です。

※ 監督員と事前に協議を行ってください。

⑥【施工計画書の変更の簡素化】

施工計画に大きく影響しない軽微な変更は、監督員による事前の確認があれば、追記・修正等で対応可能です。

⑦【資格者証明の写しの添付不要】

新規

施工計画書への資格者証明の写しの添付は不要とします。ただし、資格者選定一覧は総合施工計画書（総合仮設計画書）に添付してください。

※ 個人情報の取扱いに注意してください。有資格者の証明を必要とする場合、対象者だけの資格者証明の写しを添付するか、事前に監督員が確認することで可とします。

⑧【安全・訓練等の活動実施資料は提出不要】

安全訓練の活動報告書、実施資料等（新規入場者教育資料、KY、各種点検表、災害防止協議会活動記録）の写しは提出不要です。ただし、監督員から請求があった場合は提示をお願いします。

⑨【交通誘導警備員配置報告書の簡素化】

「交通誘導警備員配置報告書」に代えて警備会社の月報の写しでも可とします。なお、伝票（日報）の写しはいずれの場合も添付が必要です。

※ 延べ人数が少ない（10名程度まで）の場合は、伝票（日報）の写しのみでも可とします。

⑩【マニフェストの写しは提出不要】

マニフェストの写しは提出不要とします。原本は現場に備えておき、監督員から請求があった場合に提示してください。また、検査には原本を持参してください。

※ 電子マニフェストの場合、受渡確認表またはデータの写しを監督員に提示してください。

⑪【発生材等の搬出記録の簡素化】

計量伝票の写しは提出不要とします。原本を現場に備えておき、監督員から請求があった場合に提示してください。また、検査には原本を持参してください。

⑫【自動車車検証の提出不要】

新規

運搬車輛等の自動車車検証は監督員に提示で可とします。
(写しの提出は不要です)

※ ただし使用する運搬車輛の一覧（車番・最大積載量・総重量・車検の有効期限を記載したもの）は提出してください。

⑬【工事関係書類の記名押印の効率化】

工事関係書類は、現場代理人による記名および押印（または直筆サイン）で可とします。

※ ただし完成届など受注者が契約約款上届出すべき書類については従来どおりです。

⑭【施工計画書の記載項目の簡素化】

施工計画書の記載項目のうち各工種の共通項目は、総合施工計画書（総合仮設計画書）に記載することにより、各工種の施工計画書への記載省略を可とします。

※ 適用図書・工事概要・付近見取図や仮設配置図など

⑮【材料の数量確認の簡素化】

材料の数量確認を行う工種（塗装、防水、仕上など）は、搬入時の全数写真を省略可とします。（材料のラベル接写は必要です）また、空缶空袋写真は全数を1枚に収めるか、通し番号を記入し全ての番号が確認できるように撮影をお願いします。

⑯【情報通信技術の活用】

電子小黑板、受発注者間情報共有システム（ASP）等の情報通信技術を積極的に活用し、効率的に工事を進めていただくようお願いします。

※活用の際には、監督員と事前協議をお願いします。

情報通信技術（ICT）の活用促進



【電子小黒板の導入について（H30.4.1から適用）】

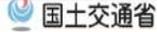
従来の工事写真撮影では、小黒板に実測値や撮影箇所などの必要事項をチョークで書き込み、補助者が小黒板を手持ちし、被写体と一緒に撮影。「電子小黒板」を導入することで、小黒板記載情報を電子化し、撮影と同時に写し込んで撮影できることから、補助者が不要となり、省人化・安全性の向上、そして写真管理業務の効率化が期待されています。

小黒板電子化(受注者:業務の効率化) 

小黒板電子化によるメリット

- 撮影の際の補助員不要による省人数化、小黒板不要のため高所・狭小部撮影における安全性の向上。
- 撮影時に入力した管理情報を利用した写真整理の省力化。

	【従来】	【小黒板電子化の試行】
□準備 ※小黒板への記入		
□撮影		

小黒板情報電子化の対象工事での実施内容 

小黒板情報電子化の対象工事では、以下の内容を全て実施することとする。

受注者

①対象工事で使用する機器(※)を発注者へ提示

※デジタルカメラは 今後対応予定 対応スマートフォン 写真管理ソフトウェア

※ 信憑性確認(改ざん検知機能)を有する機器やソフトウェア

②機器(※)を用いて工事写真撮影と小黒板情報の電子的記入

③小黒板情報の電子的記入を行った工事写真、チェックツールによるチェック結果を発注者へ納品

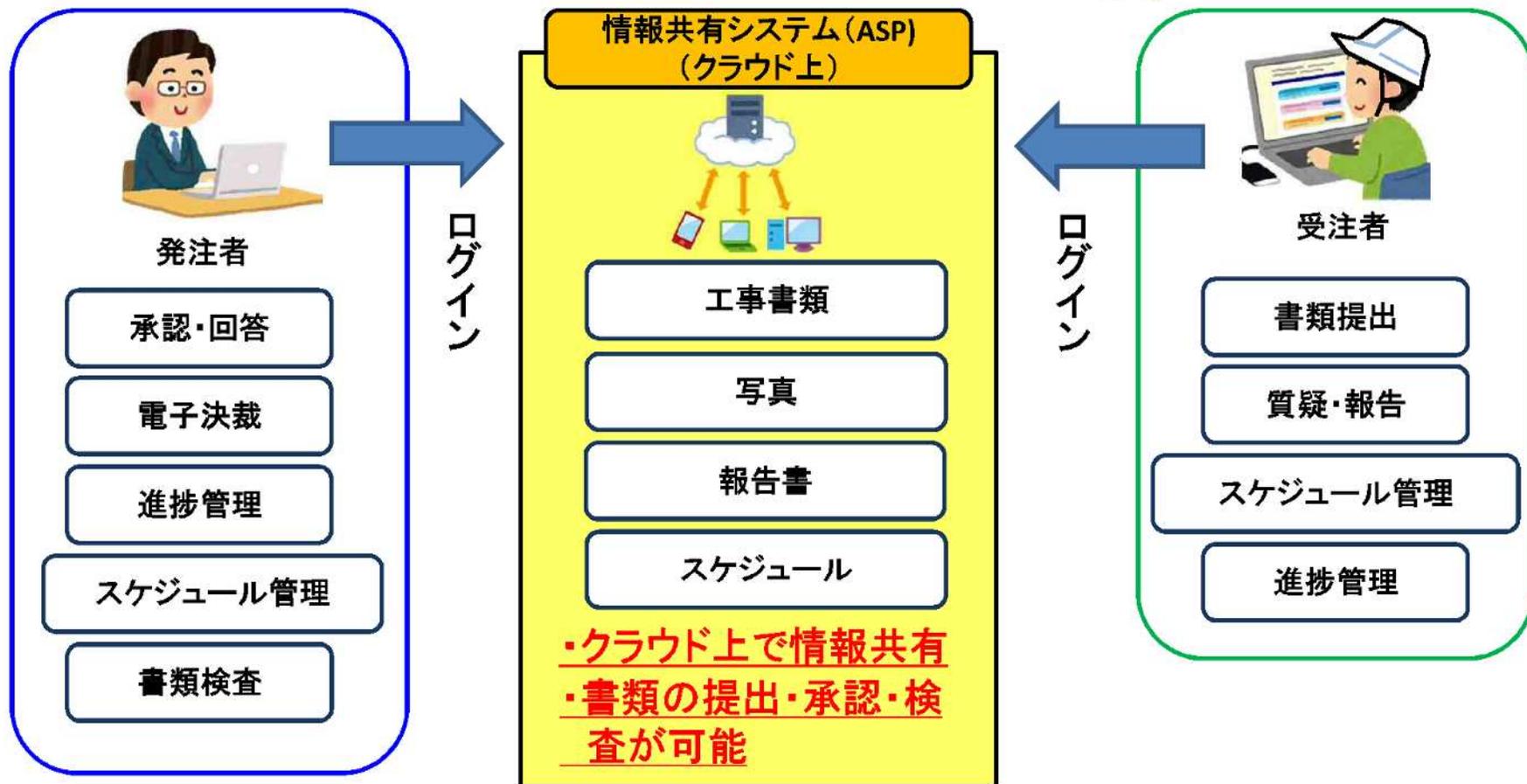
工事写真の納品 チェック結果(CSVファイル)

チェック日時	チェック結果	工事名	ファイルパス
2017/1/18 8:50	OK	File:20170118	C:\Users\kjaor
2017/1/18 8:50	NG(DATE)	File:20170118	C:\Users\kjaor
2017/1/18 8:50	NG(INPAGE)	File:20170118	C:\Users\kjaor
2017/1/18 8:50	NG	File:20170118	C:\Users\kjaor
2017/1/18 8:50	OK	File:20170118	C:\Users\kjaor

【受発注者間情報共有システム(ASP)の活用】



システムを使用した情報共有のイメージ



これまで紙で監督員へ直接提出していた工事書類をクラウド上で提出！
現場事務所～工事監督課間の移動時間削減など、効率化を図ります。